

令和5年第5回

北竜町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年5月25日(木) 午前8時20分から午前8時00分
2. 開催場所 すこやかセンター2階 会議室
3. 出席委員 (10人)
 - 11番 水谷 茂樹 (会 長) 7番 善岡 浩樹 (会長代理)
 - 1番 松田 力 2番 中村 広治 3番 北清 裕邦
 - ~~4番 植松 春雄~~ 5番 澤田 正人 6番 藤崎 正雄
 - 8番 川瀬 崇 9番 川島 史伸 10番 高田 秋光
4. 欠席委員 (1人)
 - 4番 植松 春雄
5. 議事日程
 - 第 1 会議録署名委員の選出 善岡 浩樹 川瀬 崇
 - 第 2 会議書記の指名 川本局長、滝上推進員、清水野主事
 - 第 3 農政報告 参 与 續木課長
 - 第 4 会務報告 事務局 川本局長
 - 第 5 議事参与の制限 あり (水谷会長・善岡代理・高田委員)
 - 第 6 議案第16号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
 - 第 7 議案第17号 農地所有適格法人の要件確認について
 - 第 8 議案第18号 令和4年度農業委員会の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について
 - 第 9 議案第19号 現況証明書の交付について
6. 農業委員会事務局職員
川本弥生事務局長・滝上和昭農地推進員・清水野梨希主事
7. 参与
續木敬子産業課長

事務局長(川本)	<p>只今から、令和5年第5回農業委員会を開催します。</p> <p>本日は、10名の委員が出席で、会議規則第6条の規程により会議が成立しておりますので報告いたします。</p> <p>それでは、水谷会長より挨拶を頂き、議事の進行をお願いいたします。</p>
会 長 (水谷)	<p>お忙しい中、お集まり頂きありがとうございます。皆さん作業もあることでしょうか、早速始めたいと思います。</p>
議 長 (会長)	<p>これより令和5年 第5回農業委員会総会を開催致します。</p>
議 長	<p>日程第1 会議録署名委員の選出について 善岡代理・川瀬委員をお願い致します。</p>
議 長	<p>日程第2 会議書記の指名について 会議書記には、川本事務局長 滝上農地推進員 清水野主事 を配置いたします。</p>
議 長	<p>日程第3 農政報告 續木産業課長よりお願い申し上げます。</p>
参与 (續木)	<p>お疲れ様です、2点申し上げます。1点目、気象情報について、2点目水活交付金の水張り確認について (資料により説明) 以上農政報告と致します。</p>
議 長	<p>日程第4 農業委員会会務報告をお願いします。</p>
事務局長	<p>会務報告 4ページをお開き下さい。 【4ページ朗読】</p>
議 長	<p>日程第5 議事参与の制限について 議事参与の制限が議案第17号で私(水谷会長)と善岡代理と高田委員に係ります。</p> <p>それではこれより、議案4件の審議に入ります。</p>

議 長

日程第 6 議案第 16 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条の規定により改正前の農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農地利用集積計画の決定について、最初に 5 - 売 - 1 3 説明願います。

事務局長

5 ページをご覧ください。

議案第 16 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条の規定により改正前の農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条の規定により改正前の農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定により、北竜町から決定を求められた、別紙の農用地利用集積計画について議決を求める。

令和 5 年 5 月 2 5 日提出

次のページをご覧ください。

番号 5 - 売 - 1 3

所有権の移転を受ける者

所有権の移転をする者

所有権の移転内容は、売買です。

移転時期は、令和 5 年 5 月 2 6 日です。

対価の支払期限は、令和 5 年 8 月 2 5 日です。

売買価格は、1 6, 5 0 5, 0 0 0 円です。

土地の所在は、三谷 50 番 14 外 9 筆、

田が 8 筆、畑が 2 筆で 面積は 52, 321 m²となっております。

資料の 1 ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。

以上で説明を終わります。

議 長

ご質問等ありますか。

委 員

【質疑無し】

議 長

採決いたします。

番号 5 - 売 - 1 3 承認とされる方は挙手をお願いいたします。

委員

【全員挙手】

議長

番号5-売-13について承認いたします。
次に番号5-売-14について説明願います。

事務局長

次のページをご覧ください。
番号 5-売-14
所有権の移転を受ける者 [REDACTED]
所有権の移転をする者 [REDACTED]
所有権の移転内容は、売買です。
移転時期は、令和5年5月26日です。
対価の支払期限は、令和5年8月25日です。
売買価格は、14,394,000円です。
土地の所在は、三谷11番9外8筆、
田が9筆で 面積は48,195㎡となっております。
資料の2ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。
以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑無し】

議長

採決いたします。
番号5-売-14、承認とされる方は挙手をお願いいたします。

委員

【全員挙手】

議長

番号5-売-14について承認いたします。
次に番号5-賃-28について説明願います。

事務局長

次のページをご覧ください。
番号 5-賃-28
利用権の設定を受ける者 [REDACTED]
利用権の設定する者 [REDACTED]

利用権の設定を受ける者の経営状況は、記載の通りです。
利用権の種類は、賃貸借です。
期間は、令和5年5月26日から令和15年3月23日です。
貸付料等は、391,325円です。
支払方法は、毎年12月10日までに指定口座に振り込み。
土地の所在は、碧水22番地3外12筆
田が13筆、面積55,430.40㎡です。
資料の3ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。
以上で説明を終わります。

議長

これは全町幹旋にかかった所ですか。

滝上推進員

そうです。

議長

その他にご質問等ありますか。

委員

【質疑無し】

議長

採決いたします。
番号5-賃-28、承認とされる方は挙手をお願いいたします。



委員

【全員挙手】

議長

番号5-賃-28について承認いたします。
次に番号5-賃-29について説明願います。

事務局長

次のページをご覧ください。
番号 5-賃-29
利用権の設定を受ける者 
利用権の設定する者 
利用権の設定を受ける者の経営状況は、記載の通りです。
利用権の種類は、賃貸借です。
期間は、令和5年5月26日から令和10年3月23日です。

貸付料等は、113,520円です。
支払方法は、毎年12月10日までに指定口座に振り込み。
土地の所在は、三谷22番地2外6筆
田が7筆で、面積27,483㎡です。
資料の4ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。
以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑無し】

議長

採決いたします。
番号5-賃-29承認とされる方は挙手をお願いいたします。

委員

【全員挙手】

議長

番号5-賃-29について承認いたします。

日程第6 議案第16号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用集積計画の決定については全て承認といたします。

次の議案第17号で、私（水谷会長）、善岡代理、高田委員に議事参与の制限が掛かります。議長を藤崎委員に交代致します。

議長（藤崎）

日程第7 議案第17号 農地所有適格法人の要件確認について事務局より説明願います。

事務局長

10ページをご覧下さい。
議案第17号 農地所有適格法人の要件確認について

農地法第6条第1項の規定により報告のあった別紙農地所有適格法人について、同法第2条第3項の規定に基づく要件の確認のため審議する。

令和5年5月25日提出

11ページをご覧ください。

現在、農地法第3条許可等により農地を所有・利用している農地所有適格法人は17法人であり、それらの法人は毎年事業の状況その他定める事項を毎年農業委員会に報告する義務があります。設立から1年以上経過し、今年度報告が必要な法人は、14法人となります。

資料9ページをご覧ください。農地所有適格法人の要件として、次の4つの要件全てを満たすことが必要となります。各要件については資料でご確認ください。

確認書の提出を受け、その法人が要件を満たしていない、満たさなくなる恐れがある場合は農業委員会として勧告等の行うこととなります。

資料10ページからは各法人の確認書を付けております。事務局にて要件確認を行い、各要件の適否欄に○を付してありますので、確認書の内容を含め、ご審議頂きたいと思っております。

以上説明とさせていただきます。

議長（藤崎）

このことについて、質疑等ございますか。

委員

【質疑等なし】

議長（藤崎）

採決いたします。承認とされる方は挙手をお願いいたします。

委員

【全員挙手】

議長（藤崎）

議案第17号 農地所有適格法人の要件確認について承認致します。
ここで水谷会長、善岡代理、高田委員の議事参与の制限を解きます。

議長（水谷）

日程第8 議案第18号 令和4年度農業委員会の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について事務局より説明願います。

事務局長

12ページをご覧ください。

議案第18号 令和4年度農業委員会の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について

農業委員会における最適化活動の推進等について（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知）に基づき、令和4年度農業委員会の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について別冊の通り提出する。

令和5年5月25日提出

別冊の令和4年度農業委員会の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価をご覧ください。

内容につきましては、昨年3月の総会で承認頂きました令和4年度における最適化活動の目標設定等を基に実施状況等を反映させ、評価しておりますのでご確認をお願いします。

この後のスケジュールとしましては、5月総会終了後、6月末までにHP等で公表をすることとなっております。

以上で説明を終わります。

議長

このことについて、質疑等ございますか。

委員

【質疑等なし】

議長

採決いたします。承認とされる方は挙手をお願いいたします。

委員

【全員挙手】

議長

日程第8 議案第18号 令和4年度農業委員会の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価については承認と致します。

日程第9 議案第19号 現況証明書の交付について、5-3から事務局より説明願います。

事務局長

13ページをご覧ください。

議案第19号 現況証明書の交付について

現況証明書の交付願いがあったので、適否について審議する。

令和5年5月25日提出

14 ページをご覧ください。

5-3

届出人

土地の所在は、竜西 49 番地 52 外 3 筆です。

証明理由は、地目変更登記申請をするものです。

資料 2 4 ページに位置図として航空写真と現況写真を添付しておりますのでご確認ください。

以上で説明を終わります。

議長

このことについて、質疑等ございますか。

委員

【質疑等なし】

議長

採決いたします。5-3 承認とされる方は挙手をお願いいたします。

委員

【全員挙手】

議長

5-3 については承認と致します。次に 5-4 説明願います。

事務局長

15 ページをご覧ください。

5-4

届出人

土地の所在は、和 164 番地 3 1 筆です。

証明理由は、地目変更登記申請をするものです。

資料 2 5 ページに位置図として航空写真と現況写真を添付しておりますのでご確認ください。

以上で説明を終わります。

議長

このことについて、質疑等ございますか。

委員

【質疑等なし】

議長 採決いたします。5－4承認とされる方は挙手をお願いいたします。

委員 【全員挙手】

議長 5－4については承認と致します。次に5－5説明願います。

事務局長 16ページをご覧下さい。

5－5

届出人

土地の所在は、和85番地22 外1筆です。

証明理由は、地目変更登記申請をするものです。

資料26ページに位置図として航空写真と現況写真を添付しておりますのでご確認下さい。

以上で説明を終わります。

議長 このことについて、質疑等ございますか。

委員 【質疑等なし】

議長 採決いたします。5－5承認とされる方は挙手をお願いいたします。

委員 【全員挙手】

議長 5－5については承認と致します。

日程第9 議案第19号 現況証明書の交付については全て承認と致します。

以上で第5回農業委員会総会を終了致します。